

奈良県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、中方土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年六月十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 千代治	天理市九条町一三九
〃	大封 保	〃 〃 九〇
〃	上田 博通	〃 〃 一二〇
〃	喜多 靖子	〃 〃 八三
〃	畑中 光二	〃 丹波市町七九一
監事	上田 義秀	〃 九条町六七一二
〃	今井 啓文	〃 〃 六八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	田中 和義	天理市九条町一九七一
〃	大封 雅史	〃 〃 一四一
〃	喜多 敏夫	〃 〃 一二四
〃	松本 年弘	〃 〃 七七
〃	田中 誠義	〃 東井戸堂町二〇一二
監事	森口 昌紀	〃 九条町一三一
〃	松岡 俊行	〃 〃 一二一
〃	中西 正	〃 〃 一四〇